

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 24 日

金 曜 日

第 4072 号

目 次

規 則

- 富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1

告 示

- 特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意 2

公 告

- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出 3
- 肥料の登録有効期限の更新 4
- 肥料の登録の失効 5
- 公共測量の実施 6
- 平成28年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 6
- 特別保護地区の指針案の縦覧 7
- 平成29年度富山県立総合衛生学院学生の募集 10

共済組合公告

- 富山県市町村職員共済組合公告 12

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成28年 6 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第42号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第36号）の施行期日は、平成28年 7 月 14 日とする。

(港 湾 課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第309号

特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出のあった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成28年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105条第 1 項第 2 号ロの規定により定める区域及び区分		発 起 人	届 出 年 月 日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の 2 の表の水見区域	ぶり定置漁業とまぐろ定置漁業とを併せ営む漁業	水見四共漁業組合 組合長理事 森本 太郎 水見漁民合同組合 組合長 三国 嘉彦	平成28年 5 月25日
〔 水見漁業協同組 合の地区 〕	いわし定置漁業	水見四共漁業組合 組合長理事 森本 太郎 水見漁民合同組合 組合長 三国 嘉彦	平成28年 5 月25日
	法第 104条第 2 号に規定する漁業のうち、告示の 2 の表の水見区域の項の(4)から(5)までに掲げる漁業以外の大型定置漁業	宇波浦漁業組合 組合長理事 高野 功一 女良漁業生産組合 組合長理事 大西 彦一	平成28年 5 月25日

氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業	上野 八太郎 前井 悟志	平成28年5月25日
法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する(1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業	大野 俊晴 宇波 嘉明	平成28年5月25日
氷見市宇波、脇方、小境又は大境の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業	向井 義雄 酒井 洋	平成28年5月25日
氷見市中波、脇、中田又は姿の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業	宮下 正示 宮下 彰	平成28年5月25日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地区画整理組合の理事の氏名等の届出について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1 項の規定により高岡市志貴野土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成28年 6 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

川 渕 秀 雄 高岡市向野本町 254番地

佐々野 孝 司 高岡市古定塚8番22号
 西 浩 志 高岡市江尻 612番地
 西 田 和 之 高岡市江尻 627番地
 橋 田 輝 雄 高岡市角 771番地
 村 中 靖 夫 高岡市江尻 630番地
 吉 田 雅 樹 高岡市角 278番地

肥料の登録有効期限の更新について

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年6月24日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	登録の有効期限
富山県 第 341号	魚かす粉末	6.6魚かす 粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	富山魚糧株式会社 富山市水橋辻ケ堂 2679番地	平成34年 2月9日
富山県 第 370号	蒸製骨粉	20.0蒸製骨 粉	窒素全量 4.0 りん酸全量 20.0	該当なし	本田 慎一 富山県高岡市永楽 町1番38号	平成34年 3月14日
富山県 第 371号	貝化石肥料	40アサヒ粒 状苦土入り 貝化石肥料	アルカリ分 40.0 く溶性苦土 5.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市下 後廻 503番地1	平成34年 7月14日
富山県 第 372号	貝化石肥料	35豊土粒状 貝化石肥料	アルカリ分 35.0	該当なし	豊土化学株式会社 富山県小矢部市下 後廻 503番地2	平成34年 7月14日
富山県 第 398号	蒸製骨粉	21.0蒸製骨 粉	窒素全量 4.0 りん酸全量 21.0	該当なし	本田 慎一 富山県高岡市永楽 町1番38号	平成34年 3月4日
富山県 第 401号	貝化石肥料	大洋粒状45 -10貝化石 苦土肥料D 号	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 10.0	該当なし	大洋化学工業株式 会社 富山県小矢部市東 福町10番8号	平成34年 8月6日
富山県 第 419号	副産石灰肥 料	大洋副産鉍 さい石灰肥 料B号	アルカリ分 41.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	大洋化学工業株式 会社 富山県小矢部市東 福町10番8号	平成34年 5月24日
富山県 第 440号	貝化石肥料	粒状35.0貝 化石肥料	アルカリ分 35.0	該当なし	エコアグロサービ ス株式会社 高岡市石堤3661番 地	平成34年 5月23日

富山県 第 452号	混合石灰肥料	ミネラル1号	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大洋化学工業株式会社 富山県小矢部市東福町10番8号	平成34年 3月7日
富山県 第 457号	混合石灰肥料	微量元素入り貝化石苦土肥料1号	アルカリ分 35.0 く溶性苦土 10.0 く溶性マンガ 3.0 水溶性ほう素 0.1	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	昭和肥料株式会社 富山県小矢部市東福町10番1号	平成34年 2月15日
富山県 第 460号	混合石灰肥料	銅・亜鉛・貝化石入り混合石灰肥料1号	アルカリ分 35.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	昭和肥料株式会社 富山県小矢部市東福町10番1号	平成34年 6月22日

肥料の登録の失効について

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成28年 6 月 24日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
富山県 第 441号	貝化石肥料	粒状35-3貝化石苦土肥料	アルカリ分 35.0 く溶性苦土 3.0	該当なし	エコアグロサービス株式会社 高岡市石堤3661番地
富山県 第 458号	混合石灰肥料	ファーム2号	アルカリ分 40.0 く溶性苦土 4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ワコー農材 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
富山県 第 459号	混合石灰肥料	41.0粒状貝化石入り混合石灰肥料T1号	アルカリ分 41.0 く溶性苦土 10.0 水溶性ほう素 0.2	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社寺畑商店 高岡市吉久一丁目1番138号

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、射水市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 6 月 24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

2 作業期間

平成28年 6 月 8 日から平成28年11月30日まで

3 作業地域

富山県射水市全域

平成28年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成28年 6 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消防設備士
避難設備・ 消火器	第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消防設備士

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内の者

3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
------	------	----

平成28年9月13日（火） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年9月14日（水） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年9月15日（木） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年9月16日（金） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年10月5日（水） 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年10月6日（木） 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年10月18日（火） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消 火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
平成28年10月19日（水） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消 火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館

4 受講手続

受講申請書を平成28年8月17日（水）から8月23日（火）までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会（富山市花園町四丁目5番20号）へ提出すること。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会（電話076-422-1135）又は富山県知事政策局消防課（電話076-441-4074）に問い合わせること。

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成28年7月7日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成28年6月24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月 1 日から平成38年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

集団渡来地の特別保護地区

(2) 指定目的

指定予定地周辺は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により構成される変化に富んだ海浜地形であるため、多くの水鳥が見られ、また、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多くみられる。指定予定地は、灘浦沖に浮かぶ富山県内最大の島であり、レッドデータブックとやま2012において絶滅危惧Ⅱ類として指定されているハヤブサや、絶滅危惧Ⅰ類として指定されているクロサギ等の貴重な鳥類が見られるほか、生物学的にも貴重な動植物層を呈している。

また、この区域は能登半島国定公園の特別保護地区及び県の天然記念物に指定されており、生物学上貴重な文化財として重要視されているだけでなく、県民にも広く親しまれている。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、自然環境の保全を図り、野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県高岡農林振興センター企画振興課

氷見市建設農林水産部農林畜産・いのしし等対策課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県高岡農林振興センター企画振興課

(「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成28年7月7日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成28年6月24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

指定予定地は、県南部に位置する白木峰及び金剛堂山付近に位置し、植生はブナの天然林となっており、山頂部付近は高層湿原が点在し、植生の変化に富む地域となっている。このような自然環境を反映して、タカ類やツキノワグマなどをはじめとした多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な地域となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

5 1から4までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

富山県砺波農林振興センター企画振興課

富山市農林水産部森林政策課

南砺市ブランド戦略部農林課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

富山県砺波農林振興センター企画振興課

(「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

平成29年度富山県立総合衛生学院学生の募集

平成29年度富山県立総合衛生学院学生を次のとおり募集する。

平成28年 6 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 募集定員

- (1) 保健学科 25名 (一般入試16名程度、学校推薦入試7名程度、社会人入試2名程度)
- (2) 助産学科 15名 (一般入試8名程度、県内学校推薦入試5名程度、県内病院等推薦入試2名程度)
- (3) 看護学科 100名 (一般入試60名程度、県内学校推薦入試30名程度、社会人入試10名程度)

2 試験の日時及び場所

- (1) 推薦による場合及び社会人の場合

学科	区 分	日 時	場 所
保健	筆記試験及び 面接試験	平成28年10月17日 (月) 午前9時 から	富山市西長江二丁目2番78号 富山県立総合衛生学院
		平成28年10月17日 (月) 午後1時30分から	

看護	平成28年10月14日（金） 午前9時から
----	--------------------------

(2) 一般の場合

学科	区 分	日 時	場 所
保健	筆記試験	平成29年1月6日（金） 午前10時50分から	富山市西長江二丁目2番78号 富山県立総合衛生学院
	面接試験	平成29年1月7日（土） 午前10時から	
助産	筆記試験	平成29年1月12日（木） 午前10時50分から	
	面接試験	平成29年1月13日（金） 午前10時から	
看護	筆記試験	平成29年1月10日（火） 午前10時30分から	
	面接試験	平成29年1月11日（水） 午前9時30分から	

3 出願手続

(1) 推薦による場合及び社会人の場合

平成28年9月15日（木）から平成28年9月27日（火）まで期間内必着で出願書類を富山県立総合衛生学院に郵送すること。

(2) 一般の場合

平成28年11月21日（月）から平成28年12月2日（金）まで期間内必着で出願書類を富山県立総合衛生学院に郵送すること。

4 合格発表

(1) 日時

試験区分	保健学科	助産学科	看護学科
推薦による場合及び 社会人の場合	平成28年11月15日（火）午後2時（予定）		
一般の場合	平成29年2月17日（金）午後2時（予定）		平成29年2月9日 （木）午後2時 （予定）

(2) 方法

合格者の受験番号を富山県立総合衛生学院玄関前に掲示するとともに、富山県ホームページに掲載することにより行う。

なお、合格者には書面により通知する。

5 その他

詳細については、富山県立総合衛生学院（電話076-424-6551）に問い合わせること。

富山県市町村職員共済組合公告

富山県市町村職員共済組法定款第 5 条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年 6 月24日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高 橋 正 樹

1 組合に属する地方公共団体等の数は、次のとおりである。

市	町	村	一部事務 組合等	計
10	4	1	15	30

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

(単位：人、円)

種 別	区 分	組合員数	標準報酬の月額	
			標準報酬の月額	1人当たり標準報酬月額
一般組合員	長期	11,652	4,206,572,000	361,017
	短期		4,383,112,000	376,168
市町村長組合員	長期	15	9,300,000	620,000
	短期		12,690,000	846,000
特定消防組合員	長期	1,231	492,820,000	400,341
	短期		492,910,000	400,414
長期組合員	長期	1	620,000	620,000
	短期		750,000	750,000
継続長期組合員	長期	2	970,000	485,000
小 計	長期	12,901	4,710,282,000	365,110
	短期	12,899	4,889,462,000	379,057
任意継続組合員	短期	228	76,734,540	336,555
合 計	長期	12,901	4,710,282,000	365,110
	短期	13,127	4,966,196,540	378,319

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	12	1	4	2	1	20

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期	預貯金 管 理	経融的長期 預貯金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	
収 入	負 担 金	3,371,592	6,378,518	4,683,700	275,997	9,935	—	—	142,007	132,294	—	—	—	
	掛 金 (保険料)	3,421,088	3,149,291	3,177,390	275,993	—	—	—	—	127,970	—	—	—	
	施設収入・商品売上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	245,970	—	—	
	利息及び配当金	1,160	—	—	—	—	17,143	15,579	1,707	3,174	1,698	983,024	52,195	
	その他の収入	683,666	—	—	—	—	—	—	47,503	410	640	30,314	520	
	他経理からの繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	26,359	—	30,600	—	
	前年度支払準備金	484,366	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	7,961,872	9,527,809	7,871,090	551,990	9,935	17,143	15,579	217,576	263,818	278,908	1,013,338	52,715	
	支 出	給 付 金	3,455,471	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		役 職 員 給 与	—	—	—	—	—	—	—	88,175	3,660	85,355	10,251	5,876
旅 費 ・ 事 務 費		—	—	—	—	—	—	—	14,338	815	1,119	2,550	284	
商 品 仕 入		—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,288	—	—	
飲 食 材 料 費		—	—	—	—	—	—	—	—	—	55,648	—	—	
委 託 費		—	—	—	—	—	—	—	7,104	1,403	36,527	—	—	
支 払 利 息		—	—	—	—	—	17,143	15,579	—	—	—	748,583	32,714	
老人保健拠出金		37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
退職者給付拠出金		142,625	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
前期高齢者納付金		950,708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
後期高齢者支援金		1,317,098	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
病床転換支援金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
介護納付金		508,841	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
連合会払込金		99,202	9,527,809	7,871,090	551,990	9,935	—	—	63,114	—	—	—	2,187	
連合会拠出金		330,543	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
連合会分担金	—	—	—	—	—	—	—	—	3,294	—	—	—		
他経理へ繰入金	26,359	—	—	—	—	—	—	—	30,600	—	—	—		
その他の支出	—	—	—	—	—	—	—	39,934	197,529	112,152	4,838	2,712		
次年度支払準備金	473,288	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	7,304,172	9,527,809	7,871,090	551,990	9,935	17,143	15,579	212,665	237,281	297,089	766,232	43,773		
若当額控除金(退職金)	657,700	0	0	0	0	0	0	4,911	26,537	△18,181	247,106	8,942		

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期 (H27.9末)	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期	預貯金 (H27.9末)	経融的長期 預貯金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
資 産	流 動 資 産	1,957,990	2,719,974	1,087,663	74,649	1,350	54,058	86,637	332,597	749,597	495,583	499,707	30,769
	固 定 資 産	—	—	—	—	—	1,350,828	1,198,828	383	—	1,056,474	53,371,926	1,810,342
	繰 延 資 産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資 産 合 計	1,957,990	2,719,974	1,087,663	74,649	1,350	1,404,886	1,285,465	332,980	749,597	1,532,057	53,861,633	1,841,111	
負 債	流 動 負 債	—	2,719,974	1,087,663	74,649	1,350	—	—	8,338	23,858	17,523	47,685,816	21
	固 定 負 債	473,288	—	—	—	—	1,404,886	1,285,465	46,913	662	14,183	14,960	1,249,182
	負 債 合 計	473,288	2,719,974	1,087,663	74,649	1,350	1,404,886	1,285,465	55,251	24,320	31,706,477	70,776	1,249,203

純 資 産	資 本 剰 余 金	-	-	-	-	-	-	-	-	2,225,260	-	-	-	
	利 益 剰 余 金	1,484,702	-	-	-	-	-	-	277,729	725,077	-	6,160,857	600,908	348
	欠 損 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	704,909	-	-	-
	純 資 産 合 計	1,484,702	0	0	0	0	0	0	277,729	725,077	1,520,351	6,160,857	600,908	348
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,957,990	2,719,974	1,087,663	74,649	1,350	1,404,886	1,285,465	332,960	749,597	1,552,057	53,861,633	1,841,111	348

※ 平成27年10月からの被用者年金制度の一元化に伴い、長期経理の資産・負債はすべて厚生年金保険経理へ、預託金管理経理の資産・負債はすべて経過的長期預託金管理経理へ承継させた。